

飯盛霊園組合公平委員会情報セキュリティ基本方針

策定 令和 8年 3月 31日

施行 令和 8年 4月 1日

1 目的

本基本方針は、飯盛霊園組合公平委員会（以下「公平委員会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公平委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 飯盛霊園組合情報セキュリティ基本方針の準用

公平委員会の情報セキュリティ対策については、飯盛霊園組合における統一かつ継続的な情報セキュリティの確保を図るため、飯盛霊園組合情報セキュリティ基本方針を準用する。

3 組合基本方針の読み替え

本基本方針は、公平委員会における次の情報資産について適用する。この場合において、準用する飯盛霊園組合情報セキュリティ基本方針で「本組合」とあるのは「公平委員会」と読み替えるものとする。

（1） 行政機関の範囲

本基本方針が適用される行政機関の範囲は、公平委員会とする。